

最低制限価格の設定方法の改正について

令和4年11月1日
かすみがうら市総務部検査管財課

標記について、かすみがうら市では「最低制限価格設定方法取扱要領」の一部を改正したのでお知らせいたします。

記

1 最低制限価格制度の対象工事について

予定価格が130万円を超える工事で競争入札に付する案件。

2 改正内容について

令和4年3月、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（中央公契連モデル）の算定基準が改正されました。当市においても、最低制限価格算出方法の一部を中央公契連モデルに準拠した内容に改正します。

改正前	改正後
予定価格算出の基礎となった次に掲げる合計額を予定価格で除した割合とする。ただし、その割合が、10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。	予定価格算出の基礎となった次に掲げる合計額を予定価格で除した割合とする。ただし、その割合が、10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。
①直接工事費×0.97 ②共通仮設費×0.9 ③現場管理費×0.9 ④一般管理費× <u>0.55</u>	①直接工事費×0.97 ②共通仮設費×0.9 ③現場管理費×0.9 ④一般管理費× <u>0.68</u>
特別なものについては、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とすることができる。	特別なものについては、 10分の7.5 から 10分の9.2 までの範囲内で適宜の割合とすることができる。

4 適用時期

当市発注の入札において、令和5年1月1日以降に入札公告する案件から適用します。

お問い合わせ先

かすみがうら市 総務部 検査管財課 契約担当
TEL. 0299-59-2111 FAX. 0299-59-2130